

(参 考)

事 務 連 絡

令和2年6月15日

各部関係課 ご担当者 様

経済部労働政策局雇用労政課

働き方改革推進室主幹

新型コロナウイルス感染症対策に係る国の支援施策の周知について（依頼）

標記については、これまで、貴課傘下団体や加盟事業者等への支援施策の周知にご協力をいただいているところですが、この度、国の第二次補正予算により、次のとおり支援施策の新設や制度改正が行われ、別添のとおり周知用のリーフレットがリリースされました。

つきましては、本リーフレットをご活用いただき、貴課傘下団体や加盟事業者等への支援施策の周知に、引き続きご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

また、従業員の新型コロナウイルスの感染リスクの低減はもとより、仕事と家庭の両立など、働く方々それぞれの状況に応じた多様で柔軟な働き方を可能とするとともに、有能な人材の確保など企業経営にも寄与する「テレワーク」について、現在、国及び道で実施している、テレワーク導入に役立つ情報を、別紙「テレワーク導入支援策のご案内」のとおりまとめましたので、併せて、貴課傘下団体や加盟事業者等への周知について、ご協力をお願いします。

記

支援制度	主な支援内容
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金【制度改正】	・適用日を～6／30→～9／30に延長（助成金） ・4月1日以降に取得した休暇について、上限額を8,330円/日→15,000円/日に引き上げ（支援金） ・4月1日以降について、支援額を4,100円/日→7,500円/日に引き上げ
新型コロナウイルス感染症に対応した両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）【新型コロナウイルス感染症対応特例の新設】	・育児・介護休業法に基づく介護休業とは別に、企業独自の制度として有給の特別休暇制度を設けて、新型コロナウイルス感染症の影響により家族の介護のため休まざるを得ない労働者にこれを利用させた中小企業事業主に対して、助成金を支給する。
新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により休業する妊婦のための助成制度【新設】	・新型コロナウイルス感染症が収束するまでの間、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置により、医師等の指導を受け、休業せざるを得ない妊娠中の女性労働者に有給の休暇を取得させる事業主に助成金を支給する。

【担 当】就業環境係